

食費・居住費の軽減について

介護保険負担限度額認定

介護保険施設(ショートステイを含む)に入所した際の
食費及び居住費の負担が軽減されます。

この制度の適用を受けるためには
申請書の提出及び預貯金等の申告が必要です

● 介護保険負担限度額認定を受けることができる人は、以下の要件を満たす人です

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第1段階	生活保護受給者	預貯金等の要件なし
	本人及び世帯員全員が住民税非課税である 老齢福祉年金の受給者	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得 金額+課税年金収入額+非課税年金収入額 が80万円以下の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得 金額+課税年金収入額+非課税年金収入額 が80万円超120万円以下の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得 金額+課税年金収入額+非課税年金収入額 が120万円超の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 500万円(夫婦で1,500万円)以下

※ 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません

※ 第2号被保険者の方については、資産要件は一律1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です

● 介護保険負担限度額認定を受けると、食費・居住費が1日あたり以下の費用になります

利用者 負担段階	居住費(日額)				食費(日額)	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	820円 *880円	490円 *550円	490円(320円) *550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	820円 *880円	490円 *550円	490円(420円) *550円(480円)	370円 *430円	390円	600円
第3段階①	1,310円 *1,370円	1,310円 *1,370円	1,310円(820円) *1,370円(880円)	370円 *430円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円 *1,370円	1,310円 *1,370円	1,310円(820円) *1,370円(880円)	370円 *430円	1,360円	1,300円

※ ()内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室・居住費(滞在費)の額です

※ 令和6年8月から*の料金へ上限額が変更になります

● 申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書(必要事項を記入してください)
- 2 同意書(必要事項を記入してください)
- 3 預貯金額等確認できるもの ※ 生活保護受給者及び旧措置入所者は提出不要です

例1 預貯金の場合:通帳のコピー

- 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページと申請日の直近2カ月以内の残高がわかるページ
- 定期預金が別ページの場合、そのページを含む

例2 有価証券の場合:証券会社や銀行の口座残高のわかるもののコピー

※ 預貯金額の範囲:預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)、金・銀などの購入先の口座残高によって時価評価額が把握できる貴金属、投資信託、現金をさします

● 申請方法 ※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、なるべく郵送での申請をご利用ください



郵送の場合

必要書類を入れて返送してください



窓口で申請する場合

申請に必要な書類をお持ちのうえ、港区役所本庁舎(港区芝公園1-5-25)2階介護保険課介護給付係窓口までお越しください

※お近くの総合支所や高齢者相談センターでは申請できませんのでご注意ください

注意事項

- 負担限度額認定証の有効期限の開始日は、申請書及び必要書類が全て揃い、区で正式に受理した月の1日からとなります。それ以前にご利用になられたサービスは対象となりませんので、ご注意ください
- 施設サービスや短期入所サービスを受ける時には、施設に介護保険負担限度額認定証を提示してください。介護保険負担限度額認定証に記載された金額でサービスを利用できます

生計困難者の方へ

負担限度額認定を受けても、引き続き生計が困難な方については、生計困難者等に対する利用者負担軽減制度の要件に該当する場合、介護サービス利用者負担額、食費、居住費をさらに軽減できる場合があります。詳しくは介護保険課介護給付係までお問い合わせください

住民税課税世帯の方へ

住民税課税世帯の方でも、一定の要件に該当する場合、特例減額措置を適用できる場合があります。詳しくは介護保険課介護給付係までお問い合わせください

問合せ
・
申請書提出先

港区役所 保健福祉支援部 介護保険課 介護給付係
〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所本庁舎2階

☎ 03-3578-2876~2880 月曜~金曜8:30~17:00(祝日を除く)